

信じにくいことですが、占いでこれらのことことが解ります。

占いに秘められた人類の知恵から、純粹にその真意をくみとれば、多くのことが解ります。古くから東洋では、四柱推命、九星気学、西洋でも占星術(アストロロジー)や数秘学(ヌメロロジー)など、いろいろな占いの技法がありました。これらが日本に伝わり、その後さまざまにアレンジされて、占い師を職業とする人達によってビジネス化されています。

人が人の運命を占うことを職業とする。しかし、そこにははつたりやウソが交ざり込み、あまり良い結果を生んでいません。

「〇〇星の人は結婚できません」とか「〇〇〇の星を持った人は、生まれつき体が弱く、ビジネスでも成功できません」とか、とんでもないウソやネガティブな断言によってクライアントや読者を脅かし、吸引する占い師が多いのは残念なことです。

これらのことが、占いの信用性を損ない、バカにされ適当にあしらわれる原因となっているのです。

しかし、占いの原理原則をふまえて、古くからの知恵を

学べば、私たちの人生の羅針盤として役に立てることが可能です。ちょっと踏み込んで勉強してみると、大変興味深い世界なのです。今回は前回に続いて、えと12支の意味を紹介します。

12支とは、子(ね)から始まり、亥(い)に終わる12の状態を分類したものですが、この意味は動物とは全く関係ありません。陽明学で有名な、故安岡正篤(やすおかまさひろ)氏の「干支の活学」という本を参照して12支の意味を解説していきます。

まず、子(ね)という文字は、音はシで「ふえる」「分裂する」「発展する」という意味を含みます。丑(うし)という文字は、音はチュウ。糸偏の紐(ひも)で、今まで曲がっていたものを伸ばすというところから、「始める」「結ぶ」「つかむ」という意味をもちます。寅(とら)は、音はイン。演に通じ、「のびる」「進展」を意味します。また、「つつしむ」「たすける」という意味も含みます。卯(う)はボウという音で、冒に同じく、葉がしげる茆(いばら)や茅(かや)という文字と同類です。「しげって」「はびこって」「こんがらがる」という意味を含みます。

辰から以降は、次回のお楽しみに。

馬耳東風

6月2日

菅首相 退陣

大場史郎



今の日本の一番の危うさは、総理大臣が1年周期で代わることです。安倍晋三、福田康夫、麻生太郎、鳩山由紀夫そして菅直人。菅総理も内閣不信任案は否決されましたが、もはやレームダック(死に体)です。

この5名の中で菅直人以外はすべて2世です。ピンチになると簡単に総理の地位をほおりだした。

実際 菅総理はそんなにすぐ辞めさせなければいけないほど、ミスをしたのだろうか。私には疑問に思える。

彼が公約に掲げていた社会保障と税制の一体改革は今後の日本を考えたら、早急に議論すべきことだ。震災の対応も誰がしたって大差がないように思える。突発事故の対応を結果論から批判するのはどうか。

それより、足を引っ張った小沢一郎、鳩山由紀夫の方が 私利私欲だけで、日本にとって百害あって一利なし。

1年おきに社長がコロコロ代わる会社、しかも資金繰りが非常に厳しい時に、得意先、銀行、誰が相手にしますか。

我々従業員である国民は会社を再建するためにも、トップの足を引っ張るのではなく、応援し、育てていくだけの薦揚さ、暖かさを持ちたいものです。

事務所からのお知らせ

宮本佳依

◆労働保険の年度更新

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間を保険年度として計算します。その額はすべての労働者に支払われる賃金の総額に、その事業ごとに定められた保険料率を乗じて算定します。

保険年度ごとに概算で保険料を計算することになっており、申告及び保険料の納付は毎年6月1日から7月10日(今年は10日が日曜日なので11日まで)の間にしなければなりません。書類が届き次第、各担当者へご連絡ください。

◆社会保険の算定基礎届

算定基礎とは、社会保険料の額を年に一度算定し直すものです。その年の4・5・6月に支給された給与(交通費・残業手当等も含みます)の平均を算出し、その額で標準報酬月額を算定します。この算定基礎届は、毎年7月10日(今年は10日が日曜日なので11日まで)までに提出しなければなりません。

書類が届き次第、各担当者へご連絡ください。

◆源泉所得税の前半分の納付

給与等の源泉所得税の納期の特例を受けている事業所は、源泉徴収した所得税を半年分まとめて納付する事が出来ます。

前半分である1月1日から6月30日までの源泉所得税の納付期限は7月11日(月)までです。

2011年 7月号

カイケイ



2011.6.3



当事務所の
安友司法書士も
今年還暦です。

社長の仕事

税理士
大場史郎

6月3日事務所の食会をしました。6月が誕生日の私は今年で還暦、職員に赤いちゃんちゃんこと頭巾をもらいました。うれしくもあり、もうこんな歳かと、歳月の速さに驚きました。

そして、翌日の4日 同僚の税理士の葬儀に行ってきました。体調が悪いとかは聞いていなかったのですが、何が原因なのだろうと思いをめぐらせながら、斎場に向かいました。

彼は73歳でしたが、まだ現役バリバリで、ゴルフが趣味で、60代半ばのように見えました。後を継ぐ息子さんの話によると、いつものように訪れた関与先、しかも医院で、突然気分が悪いと倒れ、そのまま広大の救急救命室に担ぎ込まれ、亡くなつたとのこと。家族もあまりの突然に、未だに信じられないようでした。

人事ではないなあ、60歳を過ぎると、こんなことも考えておかないといけないと思いました。

前置きが長くなりましたが、そこで、先々月の相続税に続き、贈与税について書きます。

ご存知のように、亡くなる前に、資産を子供たちに引き渡すのが贈与です。現在、贈与は大きく分けて次の二通りあります。

1 嘘年贈与

毎年110万円まで贈与税がかからない。子・孫・その他誰にでも贈与できます。税法では、婚姻期間20年以上の、配偶者に自宅等を贈与する場合、2110万円まで非課税としています。経営者が保証人などになっている場合、万が一のときのために自宅をあらかじめ配偶者に贈与しておくことも大事です。ただし、この場合、不動産取得税が課税されることは覚えておいて下さい。

2 相続時精算課税による贈与

これは相続の先取りで、2500万円まで贈与税はかか

2011年6月10日発行
発行/株式会社イーマック
編集長/大場史郎
〒730-0002 広島市中区白島中町9番13号
Tel (082)227-7730 Fax (082)227-8861
E-mail webmaster@kaikei.co.jp
URL <http://www.kaikei.co.jp>

りません。超える場合は20%の贈与税が課税されます。ただし、実際の相続のときに、改めて相続税の再計算をします。その際、事前に納付した贈与税は控除または還付されます。この方法は、親から子、孫の場合のみ、適用できます。年令制限があり。

相続時精算課税を一度選択したら、以後同一の親などの贈与に、1の暦年贈与を使うことはできません。では、どういう場合この相続時精算課税を使うのかといえば、毎年収益ができる賃貸物件を早めに移したり、自宅建築資金をまとめて贈与するときに使うことが、想定されます。

贈与時の価格(時価)を相続税を計算するときに使うので、価格が上がっているものを早めに移すのに使うとメリットがあります。逆に値下がりしている土地などを早く移すと逆効果になります。その他 住宅取得資金に関しては、期間限定で贈与税の控除があります。平成23年は1000万円の非課税枠があります。適用については細かい制限がありますので、ご相談ください。

国としても、90歳近くまで寿命が延び、引き継いだ子供も年金世代というのでは、1400兆円あるという個人資産がなかなか世の中に出でこない。景気対策のためにも贈与税の緩和が求められているのです。暦年贈与の年110万円、これがけっこう使えるのです。たとえば、子や孫が保険契約者(掛け金を払う)で、被相続人(親や祖父)が被保険者(生命保険を替えられている人)とした場合、毎年の掛け金(年110万円)を贈与する。死亡した場合生命保険が子供たちに入る。この保険金で相続税を払えば、先祖から引き継いだ財産を減らさなくて済む。ただし、生命保険が入ったとき所得税がかかること、更に被相続人が生命保険に入れるだけの健康体かということあります。

いざというときに、あわてないために贈与を有効に使うことは大切です。

安全配慮義務

社会保険労務士 キャリアカウンセラー
田村 実

事業主は、労働者の安全を確保するよう努めなければいけません。

労働契約法第5条に「使用者は、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする」と規定されています。

労働者が労働契約を締結した場合、労働の場所や内容を用意するのは事業主であり、事業主は、労働者が安全で、快適に仕事ができるように事務所や作業場などの施設や器具を用意したり、仕事の管理などを行い、労働者の生命や健康を危険から守らなければならぬというのがこの規定です。

「安全配慮義務」は法的な義務であり、労働者の生命及び健康等を危険から保護するよう配慮する義務があるとしています。これに違反すると事業主は労働者に対する債務不履行となり、賠償額が高額となる判例が多く見受けられます。

企業の安全配慮義務が認められた判例

自殺と使用者の安全配慮義務違反

◆電通事件 一審判決

(東京地裁判決 平成8年3月)

「過剰な長時間労働によりその健康を侵害されないよう配慮すべき 安全配慮義務を負っていた」にもかかわらず「(被災者の)常軌を逸した長時間労働

及び同人の健康状態の悪化を知りながら、その労働時間を軽減させるための具体的な措置を取らなかつた過失がある」 同最高裁判決(平成12年3月)「被災者の業務の量等を適切に調整するための措置を探ることをせず、負担を軽減させるための措置を探らなかつことにつき過失がある」⇒高裁に審理のやり直し一審。以上のように判決が下され、賠償額(1億2800万円)に遅延損害金を加算した1億6800万円を遺族に支払うことで合意した。

具体的な安全配慮

過去の判例により以下項目を守ることが求められています。

- ・設備、機器の安全化、作業環境改善措置
- ・安全な設備等の選択・安全装置の設置
- ・保護具の着用義務付け
- ・監視人等の配置・安全衛生教育の徹底
- ・労働者の健康管理
- ・危険業務への有資格者等の選任

上記に加え、近年は広義の健康管理という解釈でうつ病等の精神的な疾患に対する対策も考える必要もでてきております。

源泉所得税の納付期限と納期の特例

助永良子

源泉徴収した所得税は、原則として、給与などを実際に支払った月の翌月10日までに国に納めなければなりません。

しかし、給与の支給人員が常時9人以下の源泉徴収義務者は、源泉徴収した所得税を、半年分まとめて納めることができます。

これを納期の特例といいます。

この特例の対象となるのは、給与や退職金から源泉徴収をした所得税と、税理士、弁護士、司法書士などの一定の報酬から源泉徴収をした所得税に限られています。

この特例を受けていると、その年の1月から6月までに源泉徴収した所得税は7月10日、7月から12月までに源泉徴収した所得税は翌年1月10日が、それぞれ納付期限になります。

この特例を受けるためには、「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を提出することが必要です。

この納期の特例申請書の提出先は、給与等の支払を行う事務所などの所在地を所轄する税務署長

です。

税務署長から納期の特例申請書の却下の通知がない場合には、この納期の特例申請書を提出した月の翌月末日に、承認があったものとみなされます。

この場合には、承認を受けた月に源泉徴収する所得税から、納期の特例の対象になります。

さらに、納期の特例を受けている者は、届出によって、翌年1月10日の納付期限を、1月20日に延長する特例を受けることができます。

この特例を受けるには、その年の12月20日までに「納期の特例適用者に係る納期限の特例に関する届出書」を所轄税務署長に提出する必要があります。

なお、住民税も同様、納期の特例の承認を受けると、6月から11月までに徴収した税額は12月10日までに、12月から翌年の5月までに徴収した税額は6月10日までにそれぞれまとめて納付することができます。

源六日記

司法書士
安友源六

【第九回】

「登録免許税額にご注意」

登録免許税は、登録免許税法により、一定の登記、登録等について課される国税です。例えば、贈与、売買、相続による土地・建物の所有権移転登記や銀行から借り入れた場合の抵当権設定登記等について課されるものです。納付方法は、登記申請書に収入印紙を貼って納付するのが一般的です。

登記の登録免許税額は、一般法である登録免許税法で、登記の原因や種類ごとに定められています。例えば、①贈与による所有権移転登記は土地・建物の市評価額の1000分の20、②相続による所有権移転登記は評価額の1000分の4、③売買による所有権移転登記は建物については評価額の1000分の20(土地については後記)、④抵当権設定登記は債権金額の1000分の4です。

そして、さらに特別法である租税特別措置法で、特に軽減する場合を定めています。例えば、①売買による土地の所有権移転登記は評価額の1000分の13、②大雑把に言って築25年未満の政令で定める一定の規模の住宅用建物の売買による所有権移転登記は建物の評価額の1000分の3、③この住宅用建物の取得資金の貸付け等に係る抵当権設定登記は債権金額の1000分の1というように軽減されていますが、これらの軽減を受けるためには登記申請書に軽減証明書を付けなければならないのが原則です。

ここで注意しなければならないのは、その登記が租税特別措置法で特に登録免許税を軽減されるケースであることを知らずに(つまり、軽減を受けるための軽減証明書を付けずに)、一般法である登録免許税法に基づいて登録免許税額を算定して過大に納付して登記してしまった場合には、納め過ぎた差額を還付してもらえないことです。実際、この差額は何万円という結構大きい金額になります。租税特別措置法の規定は複雑で分かりにくい書き方をしていますので、登記をされる場合には、事前に、司法書士や税理士にご相談されるようお勧めします。

助成金・補助金について

吉國雄一郎

① 助成金は、支給申請して決定されれば、銀行振込でお金が入ります。助成金は営業外収入に該当します。したがって課税対象となります。経理上は一般的に雑収入として計上します。

また、計上の時期ですが、入金日ではなく、支給決定通知日に計上します。

実際の入金が決算日をまたいで翌事業年度となった場合でも、支給決定通知のあった事業年度で計上しなければなりません。注意が必要です。東日本大震災の発生による景気悪化により雇用調整助成金などを申請された会社様も多いと聞きますが、申請期間を決算月がまたぐ場合経理処理にご注意ください。

② 国庫補助金によって資産を取得した場合は、国庫補助金の額をそのまま益金の額に算入せずに「圧縮記帳」という手続きによって、損金経理して減額することができます。

例えば、機械2,000万円を購入し、その機械の購入をすることによる圧縮記帳の要件を満たす補助金500万円の交付を受けた場合

補助金収入500万円は収入として計上しますが、機械の帳簿価額を500万円減額するとともに500万円を圧縮損として、損金で落とす事が出来ます。

圧縮記帳は、譲渡益と圧縮損を相殺するので、税額を発生させない効果があります。圧縮記帳の対象となった資産の帳簿価額は、その圧縮記帳相当が減額となり、資産を譲渡するときまで課税する期間が延長されることになります。つまり、圧縮額相当の譲渡益部分が圧縮時ではなく、その後の譲渡時に課税される「課税の繰延効果」があります。